

(4) 市民への説明責任に係る提案

市民への説明責任に係る提案 [評価：A]

〔検証委員会報告書の再発防止に向けた提言〕

再発防止策の内容、実施状況等について、市民への説明責任を果たすことが重要であるが、具体的には、ホームページ等により、再発防止策の内容を明らかにするとともに、定期的に再発防止策の実施状況や新たな事務処理についての違反事例を公表すべきであると考えます。

再発防止策の実施等に透明性を持たせ、市民からの監視という機能をさらに有効なものとするために、再発防止策の実施状況ならびに当委員会の報告に対する市の取組の進行状況について第三者によるモニタリング体制を確立することが望ましい。

「再発防止策及び提言内容の進捗状況に関する第三者も関与した進行管理、モニタリング体制の確立」の進捗状況

《所管課 行財政局監察室》

経理適正化に向けた個々の提言の進捗状況について、再発防止の趣旨に沿った具体化、効果的な運用や実施がなされているかどうかを公正かつ専門的な視点から、調査評価してもらうために、地方自治法に基づく専門委員に関する規則を平成24年2月24日に策定し、平成24年2月27日に3名の専門委員を選任した。

神戸市経理適正化外部評価専門委員規則をここに公布する。

平成24年2月24日

神戸市長 矢田 立郎

神戸市規則第41号

神戸市経理適正化外部評価専門委員規則

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づき、経理適正化外部評価専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 専門委員は、3人とし、法律、監査、会計又は財務について専門の学識経験を有する者の中から、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 専門委員は、本市における経理に係る事務処理の適正化に関する取組みについて調査し、及び評価する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成24年2月27日から施行する。

「(4) 市民への説明責任に係る提案」に対する 専門委員の意見、提案等

35 まず、市民への説明責任を有するのは、第一義的には、市自身である。経理適正化外部評価専門委員の評価は、市による再発防止策の実施や市民への説明に透明性を持たせ、市民による監視機能を有効なものとするための手段に過ぎない(報告書38頁)ことを認識して、市自らが積極的に実施状況や新たな事務処理の違反事例を公表することに努めていただきたい。

36 定期的に評価を実施し、事務処理の改善を図っていく必要がある。もともと、改善に当たっては評価委員の意見や提案だけでなく、実務に携わる職員の意見や評価も踏まえたものにする必要がある。

37 提言を踏まえた様々な取組みに伴う実務での負担に関しては、市民への「説明責任」という観点から必要不可欠であるということを、改めて全職員に十分に周知徹底と理解を促進することが望まれる。

□ (4) 市民への説明責任に係る提案に対する平成24年度の取組方針

本年3月上旬から5月下旬にかけて、提言項目の進捗状況を調査評価いただき、6月上旬を目処に委員の評価結果を含め進捗状況を公表する。その後も専門委員による継続的な評価を踏まえて、半年程度を目処に定期的に公表していく。

また、提言を踏まえ積極的に市民への説明責任を果たすべく、再発防止策の実施状況を含む経理適正化の取組みを適宜公表していく。